

## 資格試験・免許等事務の拡充について

平成 30 年 8 月 1 日  
本 部 事 務 局

平成 31 年度から、医薬品販売に係る「登録販売者試験」及び「毒物劇物取扱者試験」の資格試験業務を関西広域連合にて、新たに実施します。

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品販売に係る登録販売者試験に関する事務
- ・ 毒物及び劇物取締法に規定する毒物劇物取扱者試験に関する事務

### 1 実施府県

関西広域連合の資格試験・免許等事務に参加する、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県（6 府県）

### 2 業務移管年月日 平成 31 年 4 月 1 日

### 3 実施方法

【登録販売者試験】 ○平成 31 年 8 月頃実施（年 1 回・同一日実施）  
○各府県 1 会場（6 会場）

【毒物劇物取扱者試験】 ○平成 31 年 12 月頃実施（年 1 回・同一日実施）  
○原則各府県 1 会場

（ただし、現在、複数会場で実施の府県は従前どおり）

### 4 今後のスケジュール

	実 施 内 容
30 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受験者、住民への周知・広報</li><li>・ 試験委員の選定、試験委員会の設置・運営</li><li>・ 関係条例・規則等の整備</li><li>・ 試験処理システムの整備</li></ul>
31 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関西広域連合における試験実施</li></ul>